

社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会

給食配達サービス実施要領

1. 目的：この事業は、食生活の面において、養護者等による支援や福祉サービス等の各種制度等を用いても、尚も、援助が必要な在宅の要援護高齢者等に対し、給食配達サービスを提供する事業である。これにより利用者の自立した生活の質の向上を図ると共に、安否確認も含め、家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。
2. 実施主体：社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会
3. 対象者：村内に居住する単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯並びに障害児者を抱える世帯や心身の障害により、日常生活を営むのに支援が必要な方で、食生活の面において、養護者等による支援や福祉サービス等の各種制度等を用いても、尚も、援助が必要な者。
4. 事業内容：栄養のバランスのとれた食事を宜野座村地域福祉センター（厨房）で調理し、訪問の際、本会サービス利用者（以下「利用者」という）の安否を確認し、健康状態に異常があった場合は、関係機関へ連絡等を行う。
5. 配達日等：
 - (1) 週2日（毎週水曜日・木曜日）以内の夕食とする。
 - (2) 利用対象者の希望および身体状況、食生活環境等の調査、本会事業におけるサービス提供体制を総合的に勘案し、宜野座村社会福祉協議会会長が必要と認めた回数とする。
 - (3) 給食配達日が、祝祭日・慰霊の日・旧盆・年末年始と重なる場合、休みとする。
※但し、利用者の特段の事情により、要相談の上、厨房・配達員との調整ができた時に限り、宜野座村社会福祉協議会会長の許可の下、サービスを提供する。
 - (4) 配達日におけるサービス提供をキャンセルする場合、利用者又はその関係者は、原則、配達日の前日正午迄に宜野座村社会福祉協議会事務局（TEL：098-968-8979）迄連絡

を行うこととする。また、キャンセルの連絡がない場合は、利用者の自己負担額が発生するものとする。但し、特段の事情により、キャンセルの連絡を行うことが出来なかった場合は、その限りではない。

4. 利用料: (1) 給食1食分に要する原材料の実費相当額は、**非課税世帯は、300円、課税世帯は、400円**とし、これを利用者に負担させるものとする。

(2) 利用者負担額については、本サービスを受けようとする者が提出する**非課税証明書又は課税証明書（所得・控除の記載があるもの）**をもって設定する。

(3) 給食費は、原則、翌月の2週目以降に前月の利用料を納入させるものとする。ただし、利用者及びその養護者等又は本会事業のサービス提供体制によっては、その限りではない。

5. 利用定員: 水曜日: 30名迄 木曜日 30名迄

6. 申請等: 本会のサービスを受けようとする者又はそのサービスを受けようとする者の代理人は、以下の書類を揃え、本会へ申請を行うこと。

①宜野座村給食サービス事業利用申請書

②非課税証明書又は課税証明書（所得・控除の記載があるもの）

③印鑑（認印可）

7. 調査等: 本会のサービスを受けようとする者又はそのサービスを受けようとする者の代理人からの申請を受理した本会は、本人及びその養護者等、その他関係機関に対し、サービスを受けようとする者への支援の必要性について、総合的に判断する為の調査を行う。

8. 決定通知: (1) サービス利用の可否は、本会会長の決済により決定する。

(2) サービス利用の可否が決定したものは、本会より、電話又は、紙媒体、メール等の通信手段により通知を行うこととする。

9. 利用者情報の更新:

(1) 利用者の身体状況や生活状況に変化が生じた際は、随時情報の更新を行う。

(2) 本サービスの利用は、利用者からの申し出がない限り、年度

毎の自動更新とするが、その際、利用者に対し、非課税証明書又は課税証明書（所得・控除の記載があるもの）の提出を再度求めるものとする。

(3) 当年度内に、本サービスの利用を3ヶ月以上停止した場合、一旦、本サービスの利用は終了とする。また、本サービスの利用の再開を希望する際は、心身の状況、生活状況、支援内容等が変化している可能性があることから、改めて申請書の提出を求めるものとする。

10. 関係機関との連携

調理員、社協、介護保険事業所、宜野座村地域包括支援センター、障がい福祉サービス提供事業所、民生委員児童委員協議会等の関係機関との連携を密にし、円滑な事業運営に努めるものとする。

11. 衛生管理：実施施設は、利用者の健康等を十分勘案すると共に食品衛生管理に十分配慮し、福祉保健所関係機関と密接な連携を保つものとする。

また、食品衛生管理を十分に配慮・徹底した上での、本サービスを提供後の食品衛生上の問題は支援対象者の責任となる。

12. 情報管理：利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行う。

ただし、サービス提供を行う上で関係機関との連絡調整のために必要と宜野座村社会福祉協議会会長が判断した際は、必要な情報提供を行うことから、利用者及びその養護者等は、本会が行う必要な範囲での、本人、その養護者等、その他関係機関（関係者）に対する、利用者及びその養護者等の個人情報の提供に同意しなければならない。また、利用者又はその養護者等は、本会が行う必要な範囲での、本人、その養護者等、その他関係機関（関係者）への照会による、利用者又はその養護者等の個人情報の取得に同意し、協力しなければならない。

附則

この要領は、平成6年10月1日より施行する。

この要領を一部改正し、平成14年7月1日から施行する。

この要領を一部改正し、平成28年2月23日から施行する。

この要領を一部改正し、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この要領を一部改正し、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。